

会 議 録

会議の名称	令和7年度第2回茨木市文化財保護審議会
開催日時	令和7年7月28日（月） （午前・ <u>午後</u> ） 6 時 0 0 分 開会 （午前・ <u>午後</u> ） 7 時 0 0 分 閉会
開催場所	茨木市立文化財資料館 2階 研修室
会長	菱田 哲郎（兵庫県立考古博物館 館長） 【1人】
出席者	國賀 由美子（アサヒグループ大山崎山荘美術館 顧問） 高木 博志（京都大学 名誉教授） 榊垣田 佳男（大阪府立弥生文化博物館 館長） 藤井 裕之（元吹田市立博物館 学芸員） 藤岡 穰（大阪大学大学院人文学研究科 教授） 吉川 真司（京都大学 名誉教授） 東 昇（京都府立大学文学部歴史学科 教授） 【7人】
欠席者	【0人】
事務局職員	森岡恵美子教育長、辻田新一教育総務部長、 吉田典子理事兼中央図書館長、前田聡志歴史文化財課長、 黒須靖之主幹兼保護啓発係長兼文化財資料館長 坂田典彦調査管理係長、正岡大実副主幹、 高村勇士主査、相澤嘉伸職員、川添みのり職員 【10人】
開催形態	<u>公開</u> ／非公開
議題（案件）	（1）市指定文化財候補「茨木高校関係資料」について （2）市指定文化財候補資料の調査について
配布資料	令和7年度第2回茨木市文化財保護審議会資料

議 事 の 経 過	
発言者	議 題（案 件） ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	【開会】
教育長	【開会挨拶】
事務局	【会議の成立】 全委員 8 人中 8 人出席（1 人オンライン）につき、茨木市文化財保護審議会規則第 4 条第 2 項の規定により、本会議は成立する旨を説明。 【事務局職員の紹介】 教育長以下、事務局職員の紹介。 【議事の進行の交代】 議事の進行は、当審議会規則第 4 条第 1 項の規定により、菱田会長にお願いしたい。
菱田会長	本審議会及び会議録を公開とするのか非公開とするのか審議したい。まず、事務局から説明をお願いします。
事務局	【公開についての説明】 「茨木市審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、原則公開の旨を説明。資料の閲覧、持ち帰りも審議会の判断で可能であること、会議録についても公表に努めている旨を説明。事前に傍聴申込を受付けていることの説明と傍聴人数の報告。
菱田会長	事務局からの説明どおり、今後、非公開とすべき案件が発生した時には、審議会に諮り決定するとした上で、それまでは原則にのっとり会議を公開とし、会議録についても公開とし、資料については、指定案件などが個人情報や個人の財産、権利関係の情報も含む可能性が高いことを鑑み、傍聴者への閲覧のみを許可することとしたいがいかがか。
委員全員	異議なし。
菱田会長	それでは、本審議会を原則全て公開とし、資料は閲覧のみを許可する。
菱田会長	【案件（１）市指定文化財候補「茨木高校関係資料」について】 それでは、前回から審議を続けている案件（１）「市指定文化財候補「茨木高校関係資料」について」事務局から説明を願いたい。

議 事 の 経 過	
発言者	議 題（案 件） ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	大阪府立茨木高等学校が所蔵する「茨木高校関係資料」について、前回諮問させていただき、その審議の中で、高木委員、オブザーバーとしてお招きした茨木高校吉村教諭などから、本史料群の歴史的意義を改めて評価いただき、委員の皆さまからも多くのご指摘とご指導を頂戴した。ここに、前回の審議を踏まえた指定説明書の案をご提示させていただく。お手元の1ページをご覧ください。確認の意味も込めて、読み上げる。 【指定説明書（案）の読み上げ】 よろしくご審議賜りたい。
菱田会長	前回の審議会においても指定に向けて、委員の皆さまの意見は賛成で一致していたが、今一度ご確認いただき、気になる点などがあればここで審議したい。
國賀委員	歴史の「史」と資源の「資」の文字の使い方について、標本資料等を含んでいる際には「資」を使用し、文字資料には「史」を用いているという理解でよいか。「1,020点の史料群」では「史」、「貴重な資料群」では「資」を用いているが、これでよいか。
事務局	文書は「史」、実験器具・標本等については「資」としている。今回指定する1,020点については文献資料ばかりのため「史」を用いている。「貴重な資料群」については、今後、標本等も追加指定していくことを考えて、「資」を用いている。
菱田会長	名称についても「茨木高校関係資料」としている。今回は文字資料のみで構成されているが、ここに標本類が追加された際にも対応できる名称となっている。このように入れ子状の理解が必要で、複雑な状況なので委員の中で、理解を共有する必要がある。分野によって必ずしも文字の使い分けが同じとは限らない。このことについて、意見はあるか。
高木委員	補足すると、「実験器具や動植物標本」とあるが、これが文字資料に匹敵するほどボリュームがある。最盛期には1,000点以上あったとされている。それらを合わせて「資料」とする事務局の報告でよいと思う。
菱田会長	実態から見ても、この表現がよろしいということだが、この件につい

議 事 の 経 過	
発言者	議 題（案 件） ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	ては、これでよろしいか。
委員全員	異議なし。
菱田会長	他にいかがか。
禰垣田委員	文章の構成について、事実関係を客観的に述べたうえで重要だと評価して指定する、という構成がよいのではないか。「最高学府である大阪府立茨木中学校の関係資料は重要」とはどこからわかるのか。三島郡の最高学府だからか。また、「全国的にも貴重」、「現代資料としても重要」など、冒頭から「貴重」「重要」と述べたあとに説明があり、最後に「指定する」という構成になっているが、これまでもそうだったのか。説明を具体的にしたほうがよいと思う。
高木委員	三島郡の中で唯一の旧制中学であり、三島郡の子弟が茨木中学に集まり、そこから地域社会や国でも活躍する人が出てくる。教員についても、天坊幸彦や杉本傳といった三島郡全体の中での知識人が集まっている。郡役所も旧制中学校も女学校も全て茨木に集中していた。そこまで記述したほうがよいか。
禰垣田委員	原案だと地域のトップ校だから重要だという意味だと読み取られる可能性があるがいかがか。
高木委員	戦前は郡のなかで旧制中学は一つしかない。
禰垣田委員	「最高学府」について、高校に対しても用いられるものなのか。
高木委員	意図的に使用した。今は多くの高校が存在するが、当時は旧制中学が一つであったため、吹田から高槻までの中の「最高学府」だった。
禰垣田委員	そういった歴史的背景を知らない立場からすると、そうした説明を入れたほうがよいと思うがいかがか。
菱田会長	今の部分だと、冒頭に茨木高校、及び戦前の茨木中学校の説明が必要なのではないか。市の指定文化財であるため、茨木高校を自明のこととして一切説明していないが、市民であればわかるにしても、他市、他府県の人にはわからないかもしれない。「茨木高校の前身である茨木中学は三

議 事 の 経 過	
発言者	議 題（案 件） ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	島郡唯一の中学校であり、この地域における最高学府であった」といった一文が最初にあるとよい。さらに付け加えるならば、「天坊幸彦といった教員がおり、川端康成等を輩出した」というところまで付け加えてもよいと思うが、ひとまず中学、高校の紹介にあたる文章を一文加えると、禰亘田委員からの指摘を解消できると思うがいかがか。
高木委員	第四尋常中学校が茨木に設立されたのは、当時の三島郡における茨木が、大英帝国の中のロンドンのような存在だったという背景がある。
菱田会長	『茨木市史』に携わった者としては、共通の認識として、当時の茨木は北摂の首都ともいえる存在であるという暗黙の了解があり、それを下地としているが、少し詳しく説明する必要があると思う。
高木委員	現在は、高校が多くあるなかで茨木高校自慢といった話になるとよろしくない。「戦前の旧制中学が唯一茨木にあった」という説明が必要だと思う。
菱田会長	それでは、指定することについて反対意見はないため、指定説明書については、修正点の意見をいただいたうえで事務局と高木委員との預かりという形とし、最終文案を委員の皆さまに配布するという方法もあるが、事務局はいかがか。
事務局	異議なし。
菱田会長	修正が必要な点については軽微な修正であると捉え、事務局のほうで成案を作成し、事後お示するということで、指定の説明書について今回承認はするという判断でよいか。
委員全員	異議なし。
菱田会長	指定説明書については、後世に残る文章であるのでこの後少し時間をかけて作っていただくのがよい。その他に確認、修正すべき点があればご指摘いただきたいが、いかがか。
禰亘田委員	「」と『』の使い分けについて確認したい。「村誌」は「」を付し、『往復文書』は『』を付している。表現を精査していただきたい。また、「直観教授」とあるが、この「」に意味があるのか。「直観教授」に「

議 事 の 経 過	
発言者	議 題（案 件） ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
菱田会長	がつく場合、「水泳王国茨中」にも「」があるほうがよいのではないか。
菱田会長	今わかることがあれば、事務局・高木委員のほうから回答をいただきたい。
高木委員	「直観教授」とは教育史で用いられる固有名詞である。現地で実際の体験を通して教授するということで、明治の終わりあたりから文部省が奨励する形である。体を動かす、現地で動植物を見て修学する、という両方の意味で、修学旅行に対してよく使われた言葉である。「水泳王国茨中」は、『茨木高校百年史』にどのように記載されているか確認が必要だが、「」を付すのが妥当であると思う。また、『往復文書』は分厚い簿冊であるため『』にしておき、「村誌」は薄手の冊子であるため「」としたが、どちらも手書きの資料であり、両方とも「」でもよいかと思う。活字印刷ではない。
菱田会長	「村誌」については東委員が京都のものを多く報告されていると思うが、「」だったか。
東委員	「」である。
菱田会長	『往復文書』も「」でよいか。
高木委員	「」でよい。
菱田会長	「」と『』の使用について整理ができた。修正をお願いする。榎垣田委員もよろしいか。
榎垣田委員	よろしい。
菱田会長	重要な文書であるため、いただいたご意見等を反映し、修正を加えたものを改めて委員の皆さまに見ていただくことになる。それでは、指定説明書に修正はあるが、茨木市指定有形文化財に「茨木高校関係資料」を指定するということについて、意見あるか。
委員全員	異議なし。
菱田会長	以上、審議会として茨木市指定有形文化財に指定する旨の答申をする。

議 事 の 経 過	
発言者	議 題（案 件） ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	ここで休憩する。 【休憩】
菱田会長	議事を再開する。 「茨木高校関係資料」について、茨木市指定有形文化財の歴史資料に指定すべきものとして、答申書を森岡教育長にお渡しする。
	【菱田会長から森岡教育長に答申】
菱田会長	【案件（２）市指定文化財候補資料の調査について】 続いて、案件（２）「市指定文化財候補資料の調査について」について事務局から説明を願いたい。
事務局	案件（２）の説明に入る前に、案件（１）について確認させていただく。今回、答申はいただいたが、指定説明書については高木委員と調整させていただき、三島郡における旧制茨木中学校の基礎的な説明を加えるということ、「」と『』の使い分けについて修正をさせていただく。指定説明書の文案については、8月18日の教育委員会定例会までに、改めて事務局から委員の皆さまにメール等で配信するので、最終確認をしていただきたい。 それでは案件（２）「市指定文化財候補資料の調査について」を説明させていただく。昨年よりお示ししている「茨木市指定文化財候補資料リスト」だが、これらの内、直近で調整、調査等を進めているものについて、改めて報告する。 梅林寺所蔵の「中川清秀像」、「羽柴秀吉書状」、茨木神社所蔵の「中川清秀制札案」については、現在、所有者と連絡をとりながら、調査について調整を進めているところである。今年の秋ごろには、國賀委員、東委員にご協力を仰ぎつつ調査に入らせていただき、来年度の当審議会において、諮問させていただきたいと考えている。なお、これらの資料については、令和８年度秋に開催する当館テーマ展において、展示させていただけるよう調整を進めているところである。 また、光善寺所蔵の「木造阿弥陀如来立像」については、藤岡委員にご協力をいただき、本年６月３日に調査に入らせていただいた。この像については、すでに藤岡委員が『新修茨木市史』にまとめられているが、この度、市指定を視野に入れ、改めて調査に入らせていただいた次第である。こちら来年度には諮問させていただけるよう進めていきたいと

議 事 の 経 過	
発言者	議 題（案 件） ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	考えている。 以上、4件について、次なる指定文化財候補として、来年度の当審議会においてご審議いただけるよう進めているところである。調査にあたっては、國賀委員、東委員、藤岡委員には、ご協力をお願い申し上げる。
菱田会長	すでに調査に入られた藤岡委員はじめ、國賀委員、東委員におかれては、何かご意見等あるか。
藤岡委員	この「木造阿弥陀如来立像」は茨木に当初から安置されていた仏像ではなく、茨木市との歴史的な関係はその後のある時期からというものはあるが、市域に伝わる仏像としては出来のいいもので大事に伝えていく必要があるものと考えている。来年度、市の指定文化財に推薦したい。仏教美術に関して、リストに挙げられているもの以外にも指定に値する資料があるため、ぜひ検討いただきたい。
菱田会長	國賀委員、東委員、何かご意見等あるか。
國賀委員	「中川清秀像」について『新修茨木市史』では朝賀氏が担当されているが、土佐派の資料と関係する可能性が指摘されている。そのあたりを比較しながら調査させていただける機会を楽しみにしている。
菱田会長	東委員はいかがか。
東委員	「羽柴秀吉書状」は、本能寺の変の直後に信長が生きていると言って中川を味方につけようとしている秀吉の切迫した様子がよくわかる書状である。「中川清秀制札案」も、中川の地元の領主としての位置づけがわかる非常に面白い資料である。
菱田会長	リストの見方について、番号順に指定していく予定か。
事務局	番号順というわけではない。所有者や調査の状況に応じて随時変わってくるものであると認識している。
菱田会長	藤岡委員からご意見あったように、リストにはないが指定すべき資料も上げていただき、リストを充実させていくことが、市の文化財にとっては大事であると思う。このリストをもとに、少しでも早く多くの市指定文化財をとということで取り組んでいくことが事務局に求められている

議 事 の 経 過	
発言者	議 題（案 件） ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	と思う。 事務局からは今後の進め方等について、何かご意見あるか。 今後の指定文化財の進め方としては、基本的には前回の「紙本著色大織冠像」のように、指定、修復、展示というサイクルで回していければと考えている。今回の場合では、まず指定があり、次にテーマ展にて市民の皆さまに公開していくという流れを考えている。今回の「中川清秀像」に関しても、傷みも激しく、指定となることで補助金を使用していただけるということもあり、保存と活用の部分でバランスを取りながら進めていきたいと考えている。状況によって、所有者からご相談があれば急遽浮上する案件もあると思う。
菱田会長	修理、展示、活用のサイクルも含め、まずは保全をしていくことが大事であるため、指定をしていきたいということを改めてこの場で確認できればと思う。以上のことを踏まえ、その他ご意見・ご質問はあるか。
榎垣田委員	茨木市内に戦争遺跡が残っているのか。また、手紙などの第二次世界大戦に関係する文書が残っているのか。
事務局	戦争遺跡については、安威地域に地下倉庫があり、20～30年程前に大阪府で調査をしているが、水が溜まっており、中に入れる状況ではない。個人所有のため簡単には入れない状況であるが、存在は確認している。また、戦争関連の文書類について、戦時中の資料であれば市史編さん室が収集した資料のなかにあるかと思うが、戦争関連資料としての整理はしていない状態であるため、今後の課題と考えている。
菱田会長	以前忍頂寺の測量調査に行った際に、竜王山の山頂に聴音壕として伝えられている施設があることをお聞きした。それであれば形が残っているものであるといえる。大阪の空襲を物語るうえで重要な施設となるのではないか、という印象を持っている。
高木委員	事務局の説明に補足すると、小学校や茨高の勤労働員等の戦時下の資料や、日清、日露、戦中の日誌等も茨木市域に残っている。産業道路も戦時下の道路として作られたものであり、様々な形で残っているといえる。
菱田会長	他にご意見あるか。

議 事 の 経 過	
発言者	議 題（案 件） ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
藤井委員	リストについて、民俗資料が1件もない。1件ぐらいは指定したほうがよいのではないか。民俗の担当者に基礎調査をしてもらわないと進まないが、担当職員はいるか。無形の場合は、保存団体の意向が非常に大きく、残っていたとしても厳しい状況のこともある。そのあたりも含め、事前の打ち合わせなどの必要がある。有形については、現状どこになにがあるのかを把握しているのか。把握されれば、少しでもリストに上がってくるものも見つけられるかもしれない。
事務局	民俗分野に関して、なかなか調査に行けていないという現状があり、職員については会計年度任用職員が1名いるが、民俗資料の指定に向けて調査の計画等についてご指導賜りたいと思っている。有形民俗文化財についても、寄贈寄託は多く受けているが、どこにどのようなものかという調査については着手したことがないので、ぜひご教授いただきたい。
菱田会長	藤岡委員が調査されている仏像も『新修茨木市史』の調査からということで、民俗についても藤井委員が調査し、まとめられた『新修茨木市史』が出発点となると思う。
高木委員	茨木市域では行政文書が残っていない。10か村以上の村が合併して茨木市域を作っているが、村の役場文書で唯一残っているのが豊川村であり、目録もできている。次の近代文書の候補として推薦したい。
菱田会長	貴重な資料で、今評価が定まってきているものもあると思うので、ぜひ推薦していただいて、事務局には準備していただければと思う。また、他にもお気づきの資料等があれば事務局へお伝えいただき、リストを充実させていくことが文化財保護行政に資することだと思う。今回いくつかご紹介いただいたが、ぜひ取り組みをお願いしたい。 他にご意見あるか。
委員全員	特になし。
菱田会長	それでは、指定候補の4件について、次回に諮問する方向で調査を進めていただければと思う。 以上、本日の案件はすべて終了した。令和7年度第2回茨木市文化財保護審議会を閉会する。 以上